



平成 21 年 9 月 9 日

各 位

会社名 株式会社ティラド  
 代表者名 取締役社長 嘉納 裕躬  
 (コード番号 7236 東証第 1 部)  
 問合せ先 常務取締役 百瀬 芳孝  
 (TEL. 03 - 3373 - 1101)

### 第三者割当による無担保転換社債型新株予約権付社債の募集に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 9 月 9 日 (水) 開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による「株式会社ティラド第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)」(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」といい、新株予約権部分を「本新株予約権」といいます。)の発行を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

#### 1. 募集の概要

(1) 発 行 期 日	平成 21 年 9 月 29 日(火)
(2) 新株予約権の総数	40 個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	・各社債の払込金額：金 1 億円(額面 100 円につき金 100 円) ・各新株予約権の払込金額：本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
(4) 当該発行による潜在株式数	13,333,333 株
(5) 資金調達額	4,000,000,000 円
(6) 転換価額	300 円
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による
(8) 割 当 先	Daiwa Securities SMBC Europe Limited (以下「大和ヨーロッパ」といいます。)
(9) そ の 他	大和証券エスエムビーシー株式会社(以下「大和証券 SMBC」といいます。 )は、一定の条件のもと、一定の範囲内でその保有する本新株予約権を行使することを当社に約しております(詳細については下記 6. (3)をご参照下さい。)

#### 2. 募集の目的及び理由

<本新株予約権付社債発行の背景及び目的>

当社は、地球環境に配慮した熱交換システムメーカー世界 NO. 1 を目指し、世界 5 極(日本、北米、欧州、中国及びアジア)での生産体制拡充と新規分野への研究開発を経営方針の重要な課題としております。

具体的には世界 5 極での生産体制の更なる拡充のため、国内工場については秦野製作所を中心に生産ラインの再編・拡充を実施する一方、海外拠点については、将来の顧客市場開拓のため、昨年、ロシア、インドネシアに現地法人を新設した他、既設海外拠点においては生産品の多様化・量産化の実現を図っております。また、

ご注意：この文書は、当社の無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

新規分野への研究開発については、急速な普及が見込まれるハイブリッド車、電気自動車に対応した冷却システムの開発、環境規制に対応した排気ガス再循環（EGR）用熱交換器、二輪車水冷化用のラジエター開発等に実績を上げております。

当社は上記の経営方針を遂行するために平成 15 年 9 月に円貨建転換社債型新株予約権付社債 40 億円を発行し、平成 20 年 9 月末日にその償還を迎えましたが、米国金融機関の破綻を契機とするマクロ経済の急速な悪化により当社を取り巻く環境が激変したため、金融機関から短期借入を行い、満額期日償還いたしました。

本新株予約権付社債は、安定的な資金調達と固定長期適合率を改善するため、その調達資金を上記の短期借入金の返済に充当いたしますが、第一義的には将来の自己資本拡充を図り、当社の財務基盤をより強固なものとするため発行するものです。

#### <本新株予約権付社債発行を選択した理由及び本新株予約権付社債の特徴>

当社は、今回の資金調達に際して、(1) 希薄化の抑制、(2) 金利負担の抑制、(3) 財務基盤の強化及び(4) 転換促進と株価への影響低減を図るべく様々な調達手段を検討してまいりました。このような観点を踏まえ、今般、当社は、上記の 4 点を全て充足する調達手法として本新株予約権付社債の発行を選択することいたしました。

また、本新株予約権付社債は、第三者割当方式となっており、現在の厳しいマーケット環境下においても発行が可能であり、かつ下記のとおり、希薄化の抑制、転換による株価への影響低減等、既存株主に配慮した商品性を有するものとなっております。

##### (1) 希薄化の抑制

本新株予約権付社債の転換価額は 300 円であり、発行決議日前日の株価終値の 120%程度に設定されており、条件決定時の株価を基準としてディスカウント発行となる公募増資に比べてプレミアム水準の自由度が高くなっております。本新株予約権付社債の全額が転換された場合に発行（又は交付）される普通株式数は 13,333,333 株程度（平成 21 年 8 月 31 日現在の発行済株式数の 17.8%程度（議決権比率は 18.9%程度））であり、普通株式を時価発行した場合と比較し、一株当たり株主価値の希薄化は公募増資と比べても限定的と判断いたしました。

##### (2) 金利負担の抑制

本新株予約権付社債は、ゼロクーポンで発行されるため、期中における金利の支払負担はありません。償還時には額面 100 円につき 108 円で償還されるため、転換されずに償還時まで残存した本新株予約権付社債については金利相当分の負担が生じますが、転換が進むにつれて当該負担の通減が図れるスキームであり、また、本新株予約権付社債の全額が転換された場合には、当該負担は生じません。加えて、当社及び割当先である大和ヨーロッパの親会社である大和証券 SMBC との間で締結予定の「権利行使コミットメント」に関する覚書にて設定される転換促進条項により、当該負担の軽減を図っております。

##### (3) 財務基盤の強化

本新株予約権付社債の発行は、前記のとおり、固定長期適合率が改善されるとともに、将来の株価が上昇した場合、確実な自己資本増強が期待され、当社の更なる財務基盤拡充につながると考えております。

##### (4) 転換促進と株価への影響低減

上記(2)記載のとおり、当社は割当先である大和ヨーロッパの親会社である大和証券 SMBC との間で、「権利行使コミットメント」に関する覚書を締結する予定です（なお、大和証券 SMBC と大和ヨーロッパは、特別目的会社等を活用して、本新株予約権付社債に関するコールオプション契約を締結し、本新株予約権は最終的に大和証券 SMBC を通じて行使される予定です。）。なお、「権利行使コミットメ

ご注意：この文書は、当社の無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

ント」に関する覚書において、平成 21 年 11 月 1 日以降、本新株予約権の行使期間の最終日（行使期間の最終日が暦月末日でない場合は、前月末日）までの間の各暦月（以下「行使義務期間」といいます。）における一定期間の株価が、その時点において有効な転換価額の 120%を上回る等一定の条件を満たしている場合、大和証券 SMBC は、一定の範囲内でその保有する本新株予約権付社債に付された本新株予約権を行使することを当社に約します。これにより当社株価の上昇に伴った株式への緩やかな転換が促進され、将来の株価が上昇した場合の確実な資本増強と、転換時の株価へのインパクトの抑制が期待できると考えております。かかる「権利行使コミットメント」に関する覚書の概要は、別添 1 記載のとおりです。

また、当社は、大和ヨーロッパとの間で、本新株予約権付社債の引受けに係る契約締結日から 180 日の期間中、同社の事前承諾なくして、一定の例外を除き、当社普通株式又はその他の株式等の発行等を行わないことにつき合意しております。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額	4,000,000,000 円
発行諸費用の概算額	11,700,000 円
差引手取概算額	3,988,300,000 円

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
短期借入金の返済	3,988,300,000 円	平成 21 年 9 月

(注) 上記短期借入金は、平成 20 年 9 月末日に償還した円貨建転換社債型新株予約権付社債の償還資金として金融機関から借入れたものです。

### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記 3. (2) に記載のとおり、今回のファイナンスは、平成 20 年 9 月末日に償還した円貨建転換社債型新株予約権付社債の償還資金として金融機関から借入れた短期借入金の返済に充当し、これにより安定的な資金調達と固定長期適合率の改善を図るものですが、第一義的には将来の株式への転換による自己資本拡充が目的です。当社を取り巻く環境が引き続き厳しい状況下、自己資本の拡充により当社の財務基盤を更に強化することは、将来の低利かつ安定的な資金調達につながり、長期的な株主価値増大に資するものと考えております。

### 5. 発行条件等の合理性

#### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

転換価額については、平成 21 年 9 月 8 日の株式会社東京証券取引所の終値の 120%に設定いたしました。

本新株予約権付社債の発行条件（転換価額、年限、利率等）については、当社株式の流動性、株価変動率、社債権者が負担することとなるクレジット・コスト等の諸条件を考慮して、一般的なオプション価値の価格算定モデルであるモンテカルロ・モデルによる算定結果を基礎として決定しております。上記の発行条件の決定に際しては、本社債に本新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的な価値と本新株予約権の公正な価値とを総合的に勘案して、本新株予約権と引換に金銭等の払込みを要しないこととしております。この点、本新株予約権付社債の価値の算定につきましては、公正を期すため、第三者機関が作成した価値算定書を取得しており、その結果、(i) 本社債と同一条件の普通社債を発行した場合と比較して軽減された当社の発行コストに相当する経済価値と(ii) 本新株予約権のオプション価値が概ね見合っているものと判断されております。

当社は、本新株予約権付社債の発行条件は概ね合理的なレベルにあり、当社の置かれた事業環境及び

ご注意：この文書は、当社の無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

財務状況等を総合的に勘案した上で、資金調達の方法として現時点における最良の選択肢であると判断しました。また、第三者割当による本新株予約権付社債の発行に係る当社取締役会において、社外監査役1名を含む出席監査役全員は、本新株予約権付社債の発行が上記算定根拠に照らして有利発行に該当しない旨及び適法である旨の見解を述べております。なお、当社取締役会に欠席の社外監査役1名も、本新株予約権付社債の発行が上記算定根拠に照らして有利発行に該当しない旨及び適法である旨の見解を述べております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債の発行総額 4,000 百万円に対し、下記 10. (2)に記載の募集時点における発行済株式数に対する転換価額で権利行使された場合の潜在株式数の比率は 17.8%程度（議決権比率は 18.9%程度）となる見込みであることから、本新株予約権付社債の発行金額は市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断いたしました。前記のとおり、当社を取り巻く環境は、厳しい状況が続くことが予想されますので、自己資本の拡充により当社の財務基盤を更に強固なものとする事は、将来の低利かつ安定的な資金調達のため必須であり、長期的には、既存株主に希薄化以上のリターンをもたらすものと考えております。

6. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

(1) 名 称	Daiwa Securities SMBC Europe Limited
(2) 所 在 地	5 King William Street, London EC4N 7AX, United Kingdom
(3) 代表者の役職・氏名	Chairman & CEO 小菅 栄修
(4) 事 業 内 容	証券業
(5) 資 本 金	109 百万スターリングポンド(英ポンド)
(6) 設 立 年 月 日	昭和 55 年 7 月 24 日
(7) 発 行 済 株 式 数	109, 121 千株
(8) 決 算 期	3 月 31 日
(9) 従 業 員 数	504 名 (連結)
(10) 主 要 取 引 先	—
(11) 主 要 取 引 銀 行	—
(12) 大株主及び持株比率	大和証券 SMBC 100%
(13) 当事会社間の関係	
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	当該会社の親会社である大和証券 SMBC は当社の幹事証券会社の 1 社であります。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態	

ご注意：この文書は、当社の無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

決算期	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期
Net asset (千英ポンド)	288,002	258,664	223,261
Total asset (千英ポンド)	6,664,399	7,726,185	9,360,837
Gross profit (千英ポンド)	123,709	62,499	81,780
Operating(loss)/profit (千英ポンド)	36,480	(25,535)	(30,926)
(Loss)/profit for the financial year (千英ポンド)	34,329	(29,850)	(36,008)
1株当たり当期純損益 (英ポンド)	0.31	(0.27)	(0.33)
1株当たり配当金 (英ポンド)	0.28	-	-
1株当たり純資産 (英ポンド)	2.63	2.37	2.05

(注) 1. (9) 及び (13) については、平成 21 年 3 月 31 日現在のものです。

2. 割当先、当該割当先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

## (2) 割当先を選定した理由

割当先である大和ヨーロッパは、当社の幹事証券会社の 1 社である大和証券 SMBC の 100% 子会社であります。大和証券 SMBC は、当社の事業内容や財務戦略等について熟知している証券会社であると考えております。かかる見地より、当社のニーズ及び既存株主への配慮等を具現化するためには大和ヨーロッパが最適であると判断いたしました。

なお、割当先である大和ヨーロッパ及びそのグループ会社と当社との間には、本新株予約権付社債の発行に関するデリバティブ契約は存在しておらず、今後も締結する予定はございません。

また、本新株予約権付社債の第三者割当は、日本証券業協会会員である証券会社の斡旋を受けて行われたものではありません。

## (3) 割当先の保有方針

本新株予約権付社債の割当先は大和ヨーロッパであり、当社と大和ヨーロッパの間で、買取契約書を締結する予定です。なお、大和ヨーロッパは、同社の親会社である大和証券 SMBC との間で、特別目的会社等を活用して、本新株予約権付社債に関するコールオプション契約を締結し、本新株予約権は最終的に大和証券 SMBC により行使される予定となっております。また、大和証券 SMBC は、当社の事業内容や財務戦略等を熟知する証券会社であること、本新株予約権付社債の特徴である「権利行使コミットメント」に関する覚書を、当社との間で締結する予定であること等は、前記のとおりです。

割当先である大和ヨーロッパとの間において、本新株予約権付社債について、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。もっとも、前記「権利行使コミットメント」に関する覚書により、当社株価の上昇に伴った株式への緩やかな転換が促進され、将来の株価が上昇した場合の確実な資本増強と、転換時の株価へのインパクトの抑制が期待できると考えております。大和証券 SMBC は、本新株予約権の行使により受け取ることとなる当社株式を適時適切に売却する方針です。

ご注意：この文書は、当社の無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(4) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当先の信用度及び財政状態を確認することにより、払込みに要する財産の存在を確認しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成21年3月31日現在）	
トヨタ自動車株式会社（常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）	4.99%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4.80%
みずほ信託退職給付信託 みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	4.49%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4G）	3.46%
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505104 （常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室）	3.06%
宮崎 裕子	3.02%
株式会社小松製作所	3.00%
クリアストリーム バンキング エス エー （常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室）	2.99%
ティラド取引先持株会	2.85%
明治安田生命保険相互会社（常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）	2.72%

今回の募集分については長期保有を約していないため、今回の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示しておりません。

8. 今後の見通し

本新株予約権付社債の第三者割当発行による平成22年3月期の業績への影響は軽微であります。

今後の当社業績は、自動車、建設産業機械、空調全ての部門において、世界経済の回復状況に大きく依存しており、今後しばらく厳しい状況が続くと予想されますが、従前からの世界5極での生産体制拡充と新規分野への研究開発に重点をおいた経営方針を愚直に遂行し、早期の回復に努めてまいります。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権付社債の第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは必要とされておりません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
連結売上高	96,218百万円	110,737百万円	90,627百万円
連結営業利益	1,402百万円	3,696百万円	△990百万円
連結経常利益	2,109百万円	4,013百万円	△1,532百万円
連結当期純利益	1,481百万円	2,882百万円	△4,078百万円
1株当たり連結当期純利益	20.36円	39.54円	△56.55円
1株当たり配当金	9円 (4円)	9円 (4円)	4円 (3円)
1株当たり連結純資産	462.93円	461.11円	337.27円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成21年8月31日現在）

ご注意：この文書は、当社の無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	74,777,392 株	100%
現時点の転換価額（行使価額）に おける潜在株式数	1,504,000 株	2.01%
下限値の転換価額（行使価額）に おける潜在株式数	－株	－%
上限値の転換価額（行使価額）に おける潜在株式数	－株	－%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
始 値	608 円	525 円	513 円
高 値	627 円	796 円	574 円
安 値	387 円	466 円	98 円
終 値	538 円	518 円	130 円

② 最近6か月間の状況

	3月	4月	5月	6月	7月	8月
始 値	105 円	130 円	152 円	199 円	214 円	219 円
高 値	141 円	165 円	230 円	240 円	234 円	273 円
安 値	101 円	129 円	152 円	191 円	197 円	214 円
終 値	130 円	156 円	196 円	215 円	219 円	256 円

③ 発行決議日前日における株価

	平成21年9月8日
始 値	252 円
高 値	252 円
安 値	249 円
終 値	250 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況  
該当事項なし

以 上

ご注意：この文書は、当社の無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

### 「権利行使コミットメント」に関する覚書の概要

当社は、大和証券エスエムビーシー株式会社（以下「大和証券 SMBC」といいます。）との間で「権利行使コミットメント」に関する覚書を締結予定であり、当該覚書の概要は以下のとおりです。

#### 1. 大和証券 SMBC による新株予約権の権利行使義務

大和証券 SMBC は、平成 21 年 11 月 1 日以降、本新株予約権付社債に付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の行使期間の最終日（行使期間の最終日が暦月末日でない場合前月末日とする。）までの間の各暦月（以下「行使義務期間」といいます。）の各暦月において、以下の〈条件〉をすべて満たす場合には、以下の〈行使数〉の本新株予約権を行使しなければならないとされています。

##### 〈条件〉

- ① 当社が日本証券業協会の「会員における MSCB 等の取扱いに関する規則」に定める MSCB 等を発行しておらず、かつ発行することを検討していないこと、及び
- ② 当該暦月の前月に 10 取引日連続で東京証券取引所における当社の普通株式の終値がその時点において有効な転換価額の 120%を上回ること

##### 〈行使数〉

以下の (i) から (iii) のうち、いずれか最も少ない数

(i) 2 個

(ii) 前月 1 ヶ月間の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の出来高の合計の 10% にその時点において有効な転換価額を乗じた数を 1 億円で除した数（1 個未満の端数は切り捨てる。）

(iii) 当該暦月の月初に残存する本新株予約権の数

#### 2. 例外

行使義務期間の各暦月において以下の (a) 又は (b) のいずれかに掲げる事由等が生じた場合、当該暦月における本新株予約権の行使義務は消滅するものとされます。

(a) 東京証券取引所における当社の普通株式の終値が、その時点において有効な転換価額の 108% を下回った日が当該暦月に 1 日でも存在する場合

(b) 東京証券取引所における当社の普通株式の直近 30 連続取引日の売買高の合計が本新株予約権付社債の発行日からさかのぼる 30 連続取引日の売買高の合計の 50% 未満となった日が当該暦月に 1 日でも存在する場合

以 上

## 発行要項

- |     |                           |   |
|-----|---------------------------|---|
| 1.  | 社債の名称                     | 株式会社ティラド第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」といい、新株予約権部分を「本新株予約権」という。）  |
| 2.  | 社債の総額                     | 金40億円   |
| 3.  | 各社債の金額                    | 金1億円  |
| 4.  | 各社債の払込金額<br>（発行価格）        | 額面100円につき金100円  |
| 5.  | 新株予約権付社債券の不発行             | 本新株予約権付社債は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下、「社債等振替法」という。）第192条第1項の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることと定めた新株予約権付社債であり、社債等振替法第193条第2項に定める場合を除き、本新株予約権付社債にかかる新株予約権付社債券を発行することができない。社債等振替法第193条第2項に定める場合には、本新株予約権付社債権者は、新株予約権付社債券の発行を請求することができる。この場合、新株予約権付社債券の発行に要する費用は当社の負担とする。かかる請求により発行する新株予約権付社債券は無記名式に限り、新株予約権付社債権者は当該新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、その分割又は併合は行わない。なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。   |
| 6.  | 利率                        | 本社債には利息を付さない。   |
| 7.  | 社債管理者の不設置                 | 本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。   |
| 8.  | 担保・保証の有無                  | 本新株予約権付社債には、担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。   |
| 9.  | 財務上の特約                    | <p>(1) 担保提供制限</p> <p>当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後に当社が発行する他の転換社債型新株予約権付社債に当社が担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定する。また、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後に転換社債型新株予約権付社債以外の当社又は当社子会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第3号に定める子会社をいう。）の他の国内債務に当社又は当社子会社が担保権を設定しようとする場合には、当社は、第16項に従い、事前に社債権者にこれを通知する。当該通知後に社債権者からの請求を受けた場合、当社は下記(2)における協議に応じることとする。</p> <p>(2) 担保付社債等への切替</p> <p>当社は、社債権者と協議のうえ、いつでも本社債のために担保付社債信託法に基づく担保権の設定又は金融機関による保証を付すことができる。当社が、本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p> |
| 10. | 本社債の地位                    | 本社債は、本新株予約権付社債の社債要項に従って強制執行可能な当社の直接、無条件、無担保（第9項に記載の場合を除く。）かつ非劣後の一般債務であり、本社債相互の間において、成立の日の前後その他の理由により優先又は劣後することなく、同順位である。  |
| 11. | 申込期日                      | 平成21年9月29日  |
| 12. | 本新株予約権の割当日及び本社債の払込期日（発行日） | 平成21年9月29日  |
| 13. | 募集の方法                     | 第三者割当ての方法により、全額を Daiwa Securities SMBC Europe Limited に割当てる。  |
| 14. | 償還の方法                     | <p>(1) 償還の方法及び期限</p> <p>① 満期償還</p> <p>平成24年9月28日にその総額を額面100円につき金108円で償還する。ただし、繰上償還の場合は、本号②乃至③に定める価額によ</p>   |

ご注意：この文書は、当社の無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

る。

## ② 組織再編等による繰上償還

組織再編等（以下に定義する。）が生じたが、(a)第 19 項第(10)号①記載の措置を講ずることができない場合、又は(b)承継会社等（以下に定義する。）が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であることを予定していない旨の証明書を当社が本新株予約権付社債権者に対して交付した場合には、当社は、本新株予約権付社債権者に対して 14 営業日以上前に通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、以下に記載の各場合に対応する割合を残存本社債の額面金額に乗じた額を償還金額として繰上償還するものとする。

償還日が平成 21 年 9 月 30 日から平成 22 年 9 月 29 日までの間である場合：104%

償還日が平成 22 年 9 月 30 日から平成 23 年 9 月 29 日までの間である場合：106%

償還日が平成 23 年 9 月 30 日から平成 24 年 9 月 27 日までの間である場合：108%

「組織再編等」とは、当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）における、(i)当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）、(ii)会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。）、(iii)株式交換もしくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）、(iv)資産譲渡（当社の資産の全部もしくは実質上全部の他の会社への売却もしくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。）又は(v)その他の日本法上の会社再編手続で本社債及び／又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社を引き受けられることとなるものの承認決議の採択を総称する。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

## ③ 上場廃止等による繰上償還

(i)金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が金融商品取引法に従って当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当社又は公開買付者が当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し（ただし、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の決済開始日から 14 日以内に本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から 14 営業日目を以降 30 営業日目以内のいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を本号②記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本号③に記載の当社の償還義務は適用されない。ただし、かかる組織再編等が当該公開買付けによる当社普通株式の決済開始日から 90 日以内に生じなかった場合には、当社は、当該 90 日間の最終日から 14 日以内に本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から 14 営業日目を以降 30 営業日目以内のいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、本号②記載の償還金額で繰上償還するものとする。

当社が本号②及び③の両方に基づき本社債の償還義務を負うことと

ご注意：この文書は、当社の無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- なる場合には、本号②の手続が適用されるものとする。
- (2) 償還元金の支払い  
本新株予約権付社債に係る償還元金は、社債等振替法及び第 23 項に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。  
本社債の元金の支払期日が休業日に当たるときには、その支払は前営業日にこれを繰り上げる。
15. 期限の利益喪失に関する特約
- (1) 当然喪失事由  
当社は、次の各場合には本社債の総額について当然に期限の利益を失う。
- ① 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをしたとき
  - ② 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき
  - ③ 当社が手形交換所の取引停止処分を受けたとき
  - ④ 当社が、解散の決議を行いもしくは解散命令を受け、その他法令もしくは定款上の解散事由（合併の場合を除く）が発生したとき、又は事業を廃止したとき
  - ⑤ 当社が事業を営むために不可欠な政府当局又は規制当局の許可、認可又は登録等が取消される等維持できなくなったとき
- (2) 請求喪失事由  
当社は、次の各場合には、本社債の社債権者の当社に対する書面の通知が到達することにより、本社債の総額について期限の利益を失う。
- ① 当社が第 9 項の規定に違背し、本社債の社債権者からは是を求める通知を受領した後 30 日以内にその履行又は補正をしないとき
  - ② 当社が本社債以外の社債又は借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は第三者が負担する社債又は借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらずその履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計金額（邦貨換算後）が 5 億円を超えない場合にはこの限りでない。
  - ③ 当社が保有する事業経営に不可欠な資産について、差押、仮差押、仮処分又は競売開始の申立てがなされたとき又は租税公課の滞納処分として差押を受けたとき
  - ④ 当社が、事業を停止し、又は所轄政府機関もしくは規制当局等から業務停止等の処分を受けたとき
- (3) 当社の責めに帰すべき事由により本項第(2)号の通知が遅延した場合、又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時点で当社は本社債について期限の利益を失うものとみなし、本項第(2)号の規定を適用する。
16. 本社債の社債権者に通知する場合の公告方法  
本社債の社債権者に対して通知する場合は、当社の定款所定の方法により公告してこれを行う。ただし、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて本社債の各社債権者に直接通知する方法によることができる。
17. 社債権者集会に関する事項
- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも 3 週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。
  - (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
  - (3) 本社債総額（償還済みの額を除く。）の 10 分の 1 以上を保有する社債権者は、当社に対し、社債等振替法第 222 条第 3 項に定める書面を提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を提出して社債権者集会の招集を請求することができる。
18. 費用の負担  
以下に定める費用は、当社の負担とする。
- (1) 第16項に定める公告に関する費用
  - (2) 第17項に定める社債権者集会に関する費用
19. 本新株予約権の内容等
- (1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数の算定方法  
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下株式又は新株予約権の発行又は処分を「交付」と

ご注意：この文書は、当社の無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

いう。)する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額(以下に定義する。)で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。「転換価額」とは、本項第(5)号記載の当初金額を指すが、本項第(6)号によりこれが調整される場合には、かかる調整後の金額をいう。

- (2) 新株予約権の総数 各本社債に付された新株予約権の個数は1個とし、合計40個の新株予約権を発行する。
- (3) 本新株予約権と引換えに払い込む金銭 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権にかかる本社債とし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、第14項の規定にかかわらず本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還の期限が到来し、かつ消滅するものとする。
- (5) 当初転換価額 転換価額は当初300円とし、本項第(6)号に従い調整される。
- (6) 転換価額の調整 ①転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、本号②に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、下記の算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また、当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本号②又は④に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用される交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

②転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(a) 本号③(b)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券もしくは権利の転換、交換もしくは行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

(b) 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合 調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

(c) 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本号③(b)に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるもの

ご注意：この文書は、当社の無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は本号③(b)に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含むが、ストック・オプションその他のインセンティブ・プランを目的として発行されるものを除く。）

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- (d) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本号③(b)に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して本号②(d)による調整前に本号②(c)又は(e)による転換価額の調整が行われている場合には、(i)上記交付が行われた後の本号③(c)に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の転換価額は、超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本号②(d)の調整は行わないものとする。

- (e) 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（本号②(e)において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本号②又は④と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における本号③(b)に定める時価を下回る価額になる場合

(i) 当該取得請求権付株式等に関し、本号②(c)による転換価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号②(c)の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。

(ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本号②(c)又は本号②(e)(i)による転換価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本号③(c)に定める完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。  
なお、当該取得請求権付株式等の発行条件上、当該取得請求権付株式等について1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われるものとされている場合には、調整後の転換価額は、当該修

ご注意： この文書は、当社の無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

正された取得価額等のうちの最も低いものについて、転換価額調整式を準用して算出し、当該修正日が属する月の末日の翌日以降、これを適用するものとする。

(f) 本号②(c)乃至(e)における対価とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本号②(c)における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の権利者に交付される金銭その他の当社普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

(g) 本号②(a)乃至(c)の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号②(a)乃至(c)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(h) 本号②(a)乃至(e)に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の転換価額は、本号②(a)乃至(g)の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

③ (a) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

(b) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、本号②(e)の場合は修正日とし、本号②(g)の場合は基準日とする。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

(c) 完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整以前に、本号②又は④に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする（当該転換価額の調整において本号②又は④に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を含む。）。

④ 本号②で定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

(a) 株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき

(b) 株主に対する他の種類株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき

(c) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき

(d) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき

⑤ 本号により転換価額の調整を行うときは、当社は、その旨及びその事

ご注意： この文書は、当社の無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

由、調整前の転換価額、調整後の転換価額、その適用の日その他必要な事項を当該適用の日の前日までに本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、本号②(g)の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(7) 新株予約権を行使することができる期間

平成 21 年 9 月 30 日から平成 24 年 9 月 26 日まで。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則に定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の行使の条件

①各本新株予約権の一部につきその行使を請求することはできない。  
②本新株予約権を行使する本社債権者は、当該本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合、本項第(1)号による単元未満株式の精算のため、本新株予約権の行使と同時に当該単元未満株式の買取請求権を行使するための手続を行うものとする。

(10) 組織再編等が生じた場合の承継会社等による新株予約権の交付

①組織再編等が生じた場合には、当社は、承継会社等をして、本新株予約権付社債の要項に従って本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。ただし、かかる承継及び交付については、(i)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii)その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ(iii)当該組織再編等の全体から見て当社が不合理であると判断する費用(租税を含む。)を当社又は承継会社等が負担せずに実行可能であることを前提条件とする。また、かかる承継及び交付を行う場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本項第(10)号①に記載の当社の努力義務は、当社が第 14 項第(1)号③記載の証明書を交付する場合には、適用されない。

②本号①の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

(a)新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債の社債権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

(b)新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(c)新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、本号②(c)(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は本項第(6)号と同様の調整に服する。

(i)合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又はその他の財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii)本号②(c)(i)以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権

ご注意：この文書は、当社の無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

- (d) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額  
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、当該新株予約権にかかる承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。
- (e) 新株予約権を行使することができる期間  
当該組織再編等の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、本項第(7)号に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (f) その他の新株予約権の行使の条件  
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとするほか、本新株予約権と同様の条件に服する。
- (g) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (h) 組織再編等が生じた場合  
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権と同様の取り扱いを行う。
- (i) その他  
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

③ 当社は、本号①の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項の趣旨に従う。

- |     |                               |  |
|-----|-------------------------------|--|
| 20. | 本新株予約権の行使請求の方法                | 本新株予約権の行使は、社債等振替法及び第23項に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って第19項第(7)号に定める本新株予約権の行使期間中に行使請求受付場所に対して行うものとする。   |
| 21. | 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由 | 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。         |
| 22. | 本新株予約権の行使による株式の交付方法           | 株券を発行しない。本新株予約権の行使により交付される当社普通株式は、社債等振替法及び第23項に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って振替えられる。   |
| 23. | 振替機関                          | 株式会社証券保管振替機構   |
| 24. | 財務代理人、発行代理人及び支払代理人            | (1) 当社は、株式会社三井住友銀行を財務代理人として、本社債の事務を委託する。<br>(2) 本社債にかかる発行代理人及び支払代理人業務は、財務代理人が行う。<br>(3) 財務代理人は、社債権者に対していかなる義務又は責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係を有しない。<br>(4) 財務代理人を変更する場合、当社は事前にその旨を第16項に定める方法により社債権者に通知する。 |
| 25. | 新株予約権の行使請求受付場所                | 株主名簿管理人 中央三井信託銀行株式会社 証券代行営業部   |
| 26. | 上場申請の有無                       | なし   |
| 27. | その他                           | (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。<br>(2) その他本新株予約権付社債の発行及び募集に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。   |

以上

ご注意：この文書は、当社の無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。